

社会福祉法人みどり市社会福祉協議会 ボランティア活動証明書交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、みどり市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が、ボランティア活動をした者から申請があった場合に交付するボランティア活動証明書（様式第1号、以下「証明書」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(証明できる活動)

第2条 社協が証明できるボランティア活動は、社協にボランティア登録をした個人が、社協ボランティアセンターの仲介により実施した活動とする。

- 2 収集ボランティアなどの個人活動は該当としない。
- 3 災害ボランティアの活動証明に関する事項は別に定める。

(申請の手続き)

第3条 申請者は、ボランティア活動証明書交付申請書（様式第2号、以下「申請書」という。）により、最終活動日から起算して1年以内に社協会長に申請する。

- 2 申請内容に不備又は誤りがない場合は、社協会長は証明書を申請者に交付する。

(交付費用)

第4条 証明書の交付にかかる費用は、無料とする。

(交付枚数)

第5条 1枚の申請書で交付できる証明書は5枚までとする。

(再交付)

第6条 証明書の再交付が必要な場合は、改めて第3条第1項で定める手続きを行うものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年8月1日から施行する。